入札公告(物品)　８丸病第１号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県病院局財務規程（平成１９年香川県病院局管理規程第１２号）第１０５条に基づき、香川県会計規則（昭和３９年香川県規則第１９号。以下「規則」という。）第１６６条の規定により公告する。

令和８年１１月１８日

香川県立丸亀病院長　伊藤　嘉信

１　入札に付する事項

（１）購入物品名及び数量

歯科用ユニット　　１式

（２）購入物品の要求諸元

仕様書による。

（３）納入場所

仕様書による。

（４）納入期限

令和９年３月２６日

（５）入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこととする。

２　契約書作成の要否

要

３　電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出することとする。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付することとする。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに、令和８年１２月１５日午後５時までに提出することとする。

その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名)」とすることとする。

提出先：marugamebyoin@pref.kagawa.lg.jp

４　契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和８年１１月１８日から令和８年１１月３０日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第１号）第１条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前８時３０分から午後５時まで）

郵便番号７６３－８５１８　香川県丸亀市土器町東九丁目２９１番地
香川県立丸亀病院事務局業務課　業務担当
電話番号　　０８７７－２２－２１３１
ＦＡＸ番号　０８７７－２２－７８０４
Ｅ-mail　　marugamebyoin@pref.kagawa.lg.jp

なお、香川県ホームページ（https://www.pref.kagawa.lg.jp/）においても閲覧に供する。

5　契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和８年１２月１日午後５時までに４に示した場所に対し文書で行うこととする。文書は、ＦＡＸ又は電子メールによる提出も可とする。

回答は令和８年１２月３日から令和８年１２月１５日までの間（休日を除く午前８時３０分から午後５時まで)、上記４に示した場所において閲覧に供するとともに、令和８年１２月３日までに、質問者及び本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者全員に対してＦＡＸ又は電子メールで送付する。

6　入札及び開札

（１）電子入札システムによる入札書の提出締切日時
令和８年１２月１５日　午後５時

（２）開札の日時
令和８年１２月１６日　午前１０時

（３）開札の場所
香川県立丸亀病院事務局業務課

7　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

否とする。

8　入札保証金及び契約保証金

規則第１５２条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和８年１２月８日午後５時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を４に示した場所に提出することとする。審査の結果は、令和８年１２月１１日までに通知する。

9　入札者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であることとする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、Ａ級に格付けされている者であること。

（３）香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

（５）応札しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能・諸元証明書を提出した者であること。

（６）本公告に示した調達物品及び数量を、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

（７）本公告に示した調達物品に係る据付及び調整の体制が整備されていることを証明した者であること。

（８）本公告に示した調達物品に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

10　入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、９の（５）から（８）の要件を満たすことを証明する書類を、令和８年１２月８日午後５時までに４に示した場所に提出（郵送の場合は、令和８年１２月７日までに必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこととする。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和８年１２月１１日までに通知する。

11　入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第１７１条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12　入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13　落札者の決定方法

規則第１４７条第１項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14　契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から５日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は、無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15　予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16　その他

（１）詳細は、入札説明書による。

（２）落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。